

「おいしが うれしが」キャンペーン実施要領

第1 趣旨

この要領は、食品小売店や飲食店等の食品販売事業者、生産事業者、加工事業者および流通事業者等（以下「食品販売事業者等」という。）と滋賀県が協働して、県産農畜水産物やその加工食品（料理等含む。以下「県産農畜水産物等」という。）を積極的かつ継続的に発信・PRすることにより、地産地消等を推進する「おいしが うれしが」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

第2 キャンペーンを実施する事業者の登録手続等

- 1 キャンペーンの実施を希望する食品販売事業者等は、「おいしが うれしが」キャンペーン登録申込書（別記様式）を知事に提出する。
- 2 知事は、1により提出のあった登録申込書を確認し、問題がない場合は記載内容を登録する。
- 3 知事は、2の登録内容を公表するものとする。
- 4 登録事業者（2により登録された食品販売事業者等をいう。以下同じ）は、登録内容の変更または取消しを希望する場合には、速やかにその内容を書面により知事に届け出るものとする。
- 5 知事は、キャンペーンの趣旨に著しく反する行為があったと認める場合には、登録を取り消すことができるものとし、必要と認める場合には、この旨を公表することができる。
- 6 登録の有効期限は、登録2年後の年度末までとし、取消し理由がある場合を除き自動的に更新されるものとする。

第3 キャンペーンの展開

- 1 県は、以下の取組を行う。
 - （1）食品販売事業者等に対するキャンペーンへの参画の呼びかけ
 - （2）登録事業者に対するロゴマークおよびポスター等の提供
 - （3）登録事業者の取組に関する情報発信
 - （4）その他キャンペーンの普及・定着に必要な活動
- 2 登録事業者は、自らの創意工夫と費用により、以下の取組を行う。
 - （1）キャンペーンの継続的な実施（県産農畜水産物等の意識的な取扱い）
 - （2）キャンペーンの名称やキャンペーンのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）等の積極的な使用
 - （3）地産地消や県産農畜水産物等のPR・情報提供
 - （4）その他キャンペーンの普及・定着に必要な活動

第4 ロゴマーク

キャンペーンのシンボルとなるロゴマークは知事が作成するものとし、その使用基準は別途定める。

第5 登録の抹消

知事は、キャンペーンの登録をした事業者が法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれを認めた時、もしくは公の秩序または善良の風俗に反する行為があったと認めた時は、当該事業者の登録を抹消することができる。

第6 その他

この要領に関する事務は、滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室が行う。

(附 則)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領の制定以前の登録事業者は、この要領により登録されたものと見なす。

(附 則)

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年3月18日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。